

器具・容器包装のポジティブリスト制度が始まりました

食品衛生法（以下「法」という）が改正され、2020年6月1日から食品用の器具・容器包装のうち、合成樹脂製（ゴムは含まない）のものについては、安全性を評価した物質のみを使用可能とするポジティブリスト制度が始まりました。

新制度の概要と関連事業者に求められる対応は次のとおりです。

規格が定められた原材料以外の使用禁止

〈法第18条関係〉

合成樹脂製の器具・容器包装は、厚生労働大臣が規格を定めた原材料以外は使用してはいけません。
厚労省告示「食品、添加物等の規格基準」—第3 器具及び容器包装—別表第1

【2020年5月31日まで】

ネガティブリスト制度

使用を制限する物質のリスト

リストに載っていない物質は**使用可能**

【2020年6月1日から】

ポジティブリスト制度

使用を認める物質のリスト

リストに載っていない物質は**使用禁止**
ただし、**例外規定**と**経過措置**あり

例外規定

食品に接触しない部分に使用されている合成樹脂であって、食品中濃度が0.01mg/kgを超えないよう加工されている場合は、ポジティブリスト制度の対象外です。

経過措置

制度切替前に製造・販売等されていた器具・容器包装と同様のものは、切替後5年間（2025年5月31日まで）は製造・販売等が認められます。

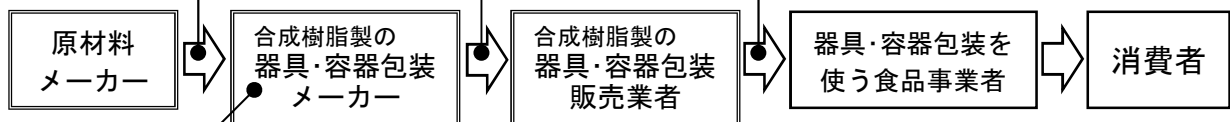
ただし、原材料の配合などを変えた場合、これまでの範囲内であることが説明できないと経過措置の対象になりません。

販売先への説明義務

〈法第53条関係〉

販売先からの求めに応じ、原材料が規格に適合していることの説明に努める。

販売先に対し、規格に適合している原材料のみを使用した器具・容器包装であること又は上記の例外規定に該当していることを説明しなければならない。



メーカーの衛生管理

〈法第52条関係〉

器具・容器包装の製造者は、右記の基準に従い衛生管理を行わなければなりません。

一般衛生管理

- ・施設の清潔維持
- ・従事者の健康管理、教育訓練
- ・製造記録の作成 など

すべての器具・容器包装の製造者に適用

適正製造管理

- ・規格に適合する原材料の使用
- ・危害分析の実施と管理水準の設定
- ・上記の管理水準を満たさない原材料、製品への対応方法の設定 など

合成樹脂製の器具・容器包装の製造者に適用

合成樹脂製の器具・容器包装のポジティブリストの構成

厚労省告示「食品、添加物等の規格基準」> 第3 器具及び容器包装 > 別表第1

原文は厚労省ホームページ「食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05148.html



第1表 基ポリマー（材質の基本をなすもの）

(1) 基ポリマーのうち含有量の制限がないもの

当該食品に対し
「○」は使用可能
「—」は使用不可

製品使用時の
許容温度

I 70℃
II 100℃
III 100℃超

使用実態と物質
の特性を踏まえ
7種に区分

通し 番号	物質名	食品区分					最高 温度	合成樹 脂区分	特記 事項
		酸性 食品	油脂及 び脂肪 性食品	乳・ 乳製品	酒類	その他 の食品			
1	アクリル酸イソブチル・エチレン・メタクリル酸共重合体のナトリウム、カリウム、マグネシウム、亜鉛塩	○	○	○	○	○	III	3	
2	アクリル酸・エチレン共重合体のナトリウム、カリウム、亜鉛塩	○	○	—	○	○	III	3	

(2) 基ポリマーで含有量制限がないもののうち、塗膜(※)としての使用に限られるもの

※) 塗膜：塗料及び類似のコーティング材料から成るものであって、基材上に形成又は沈着される層状の被膜をいう

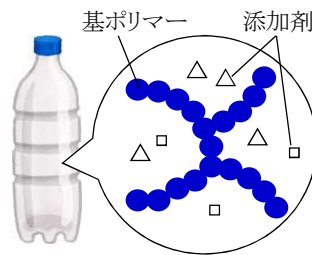
通し 番号	物質名	食品区分					最高 温度	合成樹 脂区分	特記 事項
		酸性 食品	油脂及 び脂肪 性食品	乳・ 乳製品	酒類	その他 の食品			
1	アクリル酸エチル単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	

(3) 基ポリマーのうち含有量の制限(※)があるもの

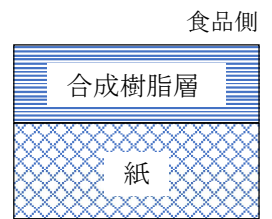
※) 上記(1)(2)の物質の含有量が全体の98%超であれば、それ以外の部分の構成成分として認められる物質

通し番号	物質名	特記事項
1	アルコール類	
(1)	アセトン	

基ポリマーと添加剤
のイメージ



塗膜のイメージ
例) 紙表面に合成樹脂
の塗膜を形成



食品側
外側

第2表 添加剤(※)、塗布剤(※)等（使用量の制限あり）

※) 添加剤：合成樹脂の劣化抑制や耐燃性・可塑性等を持たせるために加える物質

※) 塗布剤：帯電防止、防曇等を目的に合成樹脂の表面に付着させる液状又は粉状の物質

添加剤等の重量
全体重量 × 100%

通し 番号	物質名	合成樹脂区分別 使用制限(重量%)							特記 事項
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分7	
1	亜塩素酸のナトリウム塩	—	0.03	0.03	—	—	—	—	